

東京製鐵株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、東京製鐵株式会社と称し、英文では TOKYO STEEL MANUFACTURING CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鋼塊、各種鋼材、各種鋼管、特殊鋼、鐵鋼製品の製造及び販売
2. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
3. スポーツ施設及び飲食店の経営に関する事業
4. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
5. 有価証券等の売買、金銭の貸付及び外国為替の売買に関する事業
6. 廃棄物の処分
7. 古物営業法に基づく古物商
8. 電気の供給・売買
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告の方法は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、6億300万株とする。

(株主名簿管理人)

第6条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
③ 当会社の株主名簿の作成及び備え置きその他株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(基準日)

第7条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会においてその権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(単元株式数及び単元未満株式)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

② 当会社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主は、単元未満株式について次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

1. 剰余金の配当を受ける権利
2. その他会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（株式取扱規程）

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権の行使の手続等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招集）

第10条 当会社の定時株主総会は毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会の招集地は東京都千代田区又はこれに隣接する地とする。
- ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

（議長）

第11条 株主総会の議長は、取締役社長とする。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（総会の決議）

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。

（総会の議事録）

第14条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

（電子提供措置等）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 株主総会及び取締役以外の機関の設置

（株主総会及び取締役以外の機関の設置）

第16条 当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5章 取締役並びに取締役会及び監査等委員会

第1節 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、3名とする（その過半数は社外取締役とする。）。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期及び補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(役付取締役及び代表取締役の選定)

第20条 取締役会の決議をもって、取締役中より取締役会長1名、取締役社長1名、常務取締役若干名を選任することができる。

- ② 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）についての会社法第361条第1項各号に掲げられた事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第22条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、各監査等委員の同意を得ることを条件に、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役の責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を、法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。

第2節 取締役会

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は必要あるごとに取締役社長がこれを招集する。

② 取締役会の招集の通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発しなければならない。ただし、緊急の事情がある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は取締役社長とする。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役から提案された取締役会の決議事項について、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が制定する取締役会規程において定める。

第3節 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発しなければならない。ただし、緊急の事情がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款で定めるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程において定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、

当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当に関する事項及び自己株式の取得に関する事項等、会社法第459条第1項各号に定める事項を、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日及び9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行うものとする。

② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第37条 配当財産は、交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は交付の義務を免れるものとする。

(附則)

第1条 変更後の定款の規定は、2024年6月26日定時株主総会終結の時から効力を生ずる。

第2条 当会社は、第101回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得ることを条件に、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、第101回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。